

令和8年度 新たな児童相談所のあり方等に関する 基礎調査業務委託に係る仕様書

1 業務委託名

令和8年度 新たな児童相談所のあり方等に関する基礎調査業務委託

2 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月末日まで

3 業務委託の目的

本県における児童虐待相談件数の増加に伴う中央児童相談所の執務スペースの限界、および管轄人口の適正化といった課題への対応が急務となっている。

本業務は、中核市による児童相談所設置も将来的に見据えながら、新たな児童相談所を設置することの必要性そのものを含めて調査・検証を行うことを目的とする。

あわせて、仮に新たに設置する場合の課題整理、候補地の比較検討、他自治体の事例調査等を実施し、令和9年度に予定している県としての方向性の意思決定や基本構想策定のための客観的な基礎資料となる「あり方調査報告書」を作成する。

4 委託業務内容

(1) 他自治体の調査・視察（視察は2箇所程度）

- 管轄面積、人口、虐待相談件数等が類似の児童相談所の体制の調査。
- 児相を設置している中核市（7市）に関する調査。
- 管轄内の他相談機関等の資源量や市町村との役割分担の状況整理。

(2) 児童人口等の推計及び影響分析

- 今後の沖縄県の児童の人口推計。
- 児童人口減少による相談件数、虐待相談件数、一時保護児童数等の増減推計。
- 影響を加味した法定配置基準による想定職員数の算出。

(3) 職員向けアンケート調査の分析

- 県側で実施する業務の効率化、職員の働き方、離職防止等を目的としたアンケート調査の分析。

(4) 新たな児童相談所のあり方・管轄区域の検討

- 建て替えや新たな児童相談所設置の必要性の検証、および設置する場合に必要な機能・設備・費用の検討、メリット・デメリットの整理等。

- 管轄区域のあり方の検討。
- (5) 中核市が児童相談所を設置する場合の課題整理と支援スキームの検討
 - 中核市が児童相談所を設置する場合の財政面や専門的な人材確保に関する課題の整理及び支援スキームの検討。
 - 過去に中核市が児童相談所を設置した際の公共施設活用事例の状況調査。
- (6) 設置候補地の検討
 - 県から情報提供する候補地に関する比較・検討。
- (7) 検討会議等への対応支援
 - 県が実施する検討会議等での説明用資料等の作成支援。
- (8) その他
 - 上記のほか、調査項目や手法等について自主提案があれば提案すること。
 - 調査内容については、県と協議の上、実施すること。

5 納品物及び報告書

- (1) あり方調査報告書
 - ① 印刷製本された冊子(紙媒体) 30部(A4版)
 - ② 概要版(紙媒体) 30部(A4版)
 - ③ 分析等を行った各データ及び冊子のデータ(電子媒体)
- (2) 事業完了報告書(電子媒体)
- (3) 納付先：沖縄県 こども未来部 こども家庭課

6 費用の積算

以下の内容で積算すること。

- (1) 直接人件費(人件費)
- (2) 直接経費(旅費、報償費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、役務費、その他)
- (3) 再委託費
- (4) 一般管理費(上記(1)及び(2)の合計額から(3)を除いた10%以内)
- (5) 消費税

7 再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止等(契約金額の50%を超える業務や、企画判断・統轄的業務などは第三者に委任・請負不可)。
- (2) 再委託の相手方の制限(指名停止措置を受けている者、暴力団員等への委任・請負不可)。

- (3) 再委託の範囲（資料収集、印刷製本、データ入力等簡易な業務を除き、あらかじめ書面による県の承認が必要）。

8 著作権等の帰属

- (1) 成果物の所有権は沖縄県への引き渡し完了時に移転する。
- (2) 著作権及び二次的著作権は委託料支払完了時に沖縄県に譲渡され、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 制作物の版権・著作権は全て沖縄県に帰属し、県は契約期間を超えて成果物を使用できる。

9 その他留意事項

- (1) 受託者は仕様書に基づき委託者と緊密に連携・協議し、指示に従うこと。
- (2) 業務の実施状況等に関する報告を随時行うこと。
- (3) 業務遂行に必要な全経費は契約金額に含まれる。
- (4) 個人情報の収集・利用・管理については保護に関する法令や条例を遵守し、安全確保の措置を講じること。
- (5) 第三者と連携等を行う場合の精算や、第三者以外の者に対する不法行為責任は受託者が負うこと。